律法から祈りへ(後編)

――ハイデルベルク信仰問答における聖化論―

藤五十三

問一一五 この世では、誰も十戒を守ることができないのに、一体、なぜ、神は、わたしたちに、そんなに厳しく十 説教させ給うのでしょうか。

答 心に、キリストにある罪の赦しと義を求めるようになるためであります。 第一に、わたしたちが、全生涯にわたって、わたしたちの罪深い性質を、ますます認識し、それだけ、

れは、わたしたちが、ますます、神の像へと新しくされ、遂に、この生涯の後に、完成の目標に達するため 第二に、わたしたちが、絶え間なく励み、神に、聖霊の恩恵を祈り求めるようになるためであります。そ

問一一六なぜ、キリスト者にとって、祈りが必要なのでしょうか。

であります。

なぜなら、祈りは、神がわたしたちに求め給う、感謝のなかで、最も重要な部分であるからであります。ま

にのみ、与えることを、望んでおられるからであります。 神の恩恵と聖霊を、心の溜め息をもって、 絶えず、これを神に求め、これを神に感謝するもの達

本稿前編の要約②

観点から律法を祈祷へと関係づけることにより、HC聖化論において「要(かなめ)」となる役割を果たして れた役割とは、 の大半がHC一一五の言明している律法の一つの役割を見落として来たという経緯があった。その見落とさ る。こうした重要性のゆえに、これまで多くの注解者がHC一一五に注目して来る一方、彼ら注解者たち この論文はハイデルベルク信仰問答一一五 律法がキリスト者を聖化の最も重要な部分としての「祈祷」に導いていくというものであっ (以下HC一一五) に関する研究である。HC一一五は聖化

意味を考察したことであった。 題の所在を明らかにし、さらにはHCの置かれた歴史的文脈を辿りながら、 本稿前 編はこの律法の注目すべき役割を明らかにするため、まずHC一一五の主要な論点を概観しつつ問 HC一一五が果たした歴史的な

書であったということである。 聖化の観点から律法と祈りとの間に直接的な関係性の存在することを告白した宗教改革期唯一の信仰告白文 そうした考察を踏まえて、我々は暫定的なまとめとして以下の二点を確認したことである。 第一にHCは、

点であった。 の間に存在する関係までには言及がなされず、実際上は律法と祈りが聖化論中、別個に扱われてきたという 第二は、HCが律法を祈りに直接関係づけることにより、聖化論を有機的に取り扱おうとしているという HCが世に出る以前は、 律法と祈りが聖化論の必須項目として理解されてはいたものの、

経緯があったのである。

五、一一六の注解を試みた後に、最後に「祈りに導く律法」 さて本稿後編において筆者は、律法から祈祷へと繋がる有機的な関係を聖化論の中で明らかにしたHC一 の聖書的な基盤を評価していくこととする。

HC一一五、一一六注解

Α HC 一五

1 律法が信仰生活において果たす役割

から意義深く取り扱っている問答であった。それでは律法は具体的には信仰生活の中でどのような役割を すでに前編で考察してきたように、HC一一五はHC中において、律法と信仰生活の関係を聖化論

0 殺鼠点

っているのであろうか。

らの罪を認めさせ、 の主題である 密接な関連性を持っているものであると言うことがわかる。詳述すれば、HC八八から九一は、第三部全体 めに信仰者が自ら努め励むよう促すとともに、信仰者をして聖霊の恩恵を祈り求めさせていくものである。 ·死滅と新しい人の復活」(HC八八)が取り扱われているのであるが、その論点はHC九二から一一三にわ HC一一五においては、全体として律法の二つの役割を認めることができる。すなわち第一は信仰者に自 HC第三部全体の文脈から考察していく時に、これら律法の二つの役割はHC八八から九一に至る問答と 「感謝」の観点から十戒の導入部をなしている箇所であり、そこでは主に二つの論点 キリストへと導いていく役割である。そして第二は 「神の像」に相応しく変えられるた

結びとして、この「古い人の死滅と新しい人の復活」という論点を律法の二つの役割と関連付けながら結論 よ徹底させようとしているのであり、第二の役割においては、「新しい人の復活」を完成に向けて導こうとし づけていくことになるのである。すなわち律法は、前述した第一の役割において「古い人の たる十戒注解の根底において絶えず意識されていくことになる。そしてHC一一五は十戒 死滅」をいよい の項目

a 第一の役割

ているということになる。

けていくという事実を、HC一一五は指摘しているということであろう。このように罪を知り続け、キリスしても依然として「罪の教師」ならびに「キリストへの養育係り」(いわゆる律法の第二用法)として働き続 滅」を徹底させるために機能していくのである。換言するならば、律法は未信仰者のみならず、 る。そして、これら二つの側面が律法の説教の際に互いに協働しつつ、信仰者のうちにおける「古い人の死 を、ますます認識」させるという側面と、「熱心に、キリストにある赦しと義を」求めさせるという側 トを求め続けるという営みを繰り返す中で、「古い人の死滅」は、確実に徹底されていくこととなるのである。 ·述した律法の第一の役割には、二つの側面を認めることができる。すなわち信仰者をして「罪深い性質 信仰者に対 面 [であ

b 第二の役割

さらには、HC九一が信仰者の「善き業」を神の律法への一致と見なしていることからも分かるように、H C九○が教えるように、 律法の説教が担う第二の役割は「新しい人の復活」に関連している。詳述すれば、この第二の役割は、H 神が信仰者に求めておられる 「善き業」と直接的な関係を持っているものであ

識している構造となっている。そして、その密接な関係を特に意義深く取り扱っているのが、律法の第二の C第三部は、その文脈全体において聖化完成の過程と律法の間に密接な関係が存在していることを絶えず意

役割を扱うHC一一五後半部であるというわけである。

法への一致を目指す努力を意味するものであり、しかもつとめ励む姿勢が徹底して積極的なものであるとい 像へと新しく」とされるために励むと言われる時に、注意すべきは、そのつとめ励む努力が、具体的には律 して、律法の第二の役割における第一の側面は人間の役目、すなわち信仰者自らが「神の像へと新しく」さ なるが、律法の第二の役割の中の第二の側面が聖化過程における神の働きに焦点を当てたものであるのに対 を目指してつとめ励む行為は、重荷ではなく、むしろ信仰者にとって喜び、また感謝の表現となりうるもの うこの点である。なぜならば(HC九○、九一が教えるように)、律法の説教は信仰者をして「神の御意志 れることを目指して励んでいくという、信仰者自身の務めに焦点を当てたものとなっている。ここで「神の (律法)に従って、善き業に生きることを、楽しむ好む」ことへと導くものであり、それゆえに律法への一致 第一の役割がそうであったように、この第二の役割にも二つの側面が認められる。後に目を留めることに

そこに「信仰の戦い」に相当するような緊張感を帯びた言葉を見出すことはできないであろう。 れとは異なり、 い」の存在を否定することはできないだろう。しかしながらHCの描いている聖化の過程はフークセマのそ ていくフークセマの立場には、筆者は賛成することができない。もちろん神学的に言えば、「古き肉との戦 この努力を(律法を実践できない人の無力さゆえに生じる)「信仰の戦い (the battle of faith)」として表現し と理解することこそがHC第三部の文脈に合致しているからである。 そのように、律法への一致を目指す信仰者の努力を積極的に表現していくHC第三部の文脈を思う時に、 徹底的に積極的なものとなっている。 それゆえHC一一五の用語を検証してみても、 なぜなら律 私たち

法への一致を目指して励む信仰者の姿は、 に積極的なものとして常に描かれているからである。 HCにおいては喜びとも楽しみとも表現されうるほどに、

む時に、その信仰者が喜びと感謝の余り礼拝へと導かれていくのは、HCの文脈から判断して当然の帰結 るものといえる。 あると思われるからである。 の規範」を律法の説教がもたらす所産の一つとして数え上げるウルジヌスの注解はまことに示唆に富んでい そのように、律法への一致を目指して励む信仰者の姿を積極的に描くHCのスタンスを考える時、 ウルジヌスの指摘の通り、 神への感謝の応答として、信仰者が律法への一致を目指して励

となってくるのである。言うなれば、この第二の役割における第二の側面は、 りを通しても聖霊の恩恵を求めて、聖化完成のために天来の助けを期待していくことになるのである。この 表明しているものとも言うことができるであろう。 て進展していくのであるが、そのためには信仰者自身の努力を超えた、 いく点を指している。「神の像へと新しく」されるとは、具体的には律法に一致した善き業を行うことにお 具体的に言えば、この第二の側面とは、律法が信仰者を動かして、聖霊の恩恵を祈り求めるようにと導いて るとすれば、 律法の第二の役割の第一の側面が、律法への一致を目指して励む信仰者自身の姿に焦点を当てたものであ 神の果たす役目 C一一五の後半部は、 第二の側面は、その信仰者を助ける神の働きに焦点を当てたものであるということができる。 (聖霊の恩恵)との両面があることを私たちに向かって語りかけているのである。 律法への一致が信仰者の内に実現していくためには、 信仰者は律法への一致を目指して自ら励むとともに、祈 聖霊の恩恵による助けが必要不可欠 聖化過程における神の役割を 信仰者自身が担う役目

c 祈りに導く律法

すでに指摘の通り、HCを扱う注解書のほとんどが、信仰者を祈りへ導く律法の役割を見落としてしまって へと導く律法の役割を言明しているのであろうか」と。 いるという事実があるからである。それゆえに私たちは以下の問いをもってHC一一五を検証したいと思う。 ていく律法の働き」をどのように提示しているかを、詳しく見ていきたいと思う。なぜなら、本稿第一章で 「HC一一五は本当に、信仰者を『神がわたしたちに求め給う、感謝のなかで、最も重要な部分である』祈り ここで筆者は上記の二番目の側面をさらに掘り下げる意図をもって、HC一一五が「信仰者を祈りに導

え間なく励む」姿勢と、聖霊の恩恵を求めて祈り求める姿勢を同程度に強調している点を指摘しておきたい 限界を抱えているようである。いずれにせよここでは、HC一一五後半部が、律法への一致を目指して「絶® 定動詞の並置をもって同程度に強調しているともいえるであろう。しかし残念なことにHCの日本語訳は み(befleissigen)」と、第二の側面「祈り求め(bitten)」をいずれも定動詞として並置しているという事実 ある。その第一は、HCのドイツ語本文が、律法の第二の役割の中に数えられる第一の側面「絶え間なく励 本語という言語の性質ゆえに、定動詞の並置という原文のニュアンスを表現することにおいてはやむを得ぬ 目指して「絶え間なく励む」信仰者の姿と、律法への一致のために聖霊の恩恵を祈り求める信仰者の姿勢を、 である。換言すれば、HC一一五においてHCの著者は、「新しい人の復活」完成のために、律法への一致を HC一一五が、祈りへと導く律法の役割を確かに言明していると判断するに足る理由は、主なもので二つ

る。 HC一一五が、 第三部は、その内容として律法(HC九二から一一五)と祈り(HC一一六から一二九)を連続して扱 祈りを導く律法の役割を言明していると判断する一 一番目の理由は、 HC第三部の

るで織物を織り込むかのように)配列していると言われる。それゆえにHCの構造には、その構造自体です なる問いと答えを配列している信仰告白文書である。それゆえHCの著者はHCの問いと答えを、 これは多くの注解者が指摘しているところであるが、 でに一つのメッセージを語っているとさえ思えるほどに、著者の深い意図が込められているのである。 の中で緻密に関連づけるとともに、全体の大きな枠組みにおいても有機的な繋がりを持ちうるようにと(ま い、そうした構成自体をもって律法から祈りに至るHC聖化論の有機的な流れを描こうとしているのである。 HCは練りに練った内容構成をもって百二十九問から 前後関係

聖化完成のために律法が果たしていく役割を告白していたわけである。 という方向性を示すことにより、 明確に意識したHC聖化論の流れが意図されていると思われるのである。HCはそのように、律法から祈り だ無造作に律法と祈りを連続して第三部中に置いたのではなく、そこには、「律法から祈り」という方向性を て扱い、なおかつ祈りをもってHC全体の結びとしている事実は看過できない点であろう。HCの著者はた そうしたHCの構造が秘めている著者の意図を勘案する時に、聖化論を扱う第三部が律法と祈りを連続 いわゆる律法の第三用法(信仰者の生活規範)を超える豊かさをもって、

2 聖霊の恩恵を祈り求めさせる動因

HC一一五注解における次なる論点として私たちは、律法に促された信仰者が聖霊の恩恵を祈り求めてい (ある いは動機)を詳細に見ていく必要がある。

不可欠のものであった。 これまでも若干触れて来たことであるが、聖霊の恩恵は、信仰者が神に感謝をささげていくためには必要 聖霊が信仰者を新しく生まれさせた目的は、 その信仰者をして「全生活をもって、

神に感謝を」ささげさせることにあったからである(HC八六)。それゆえに律法に一致した善き業(HC九

そはまさに、律法への一致を目指す信仰者が他の何ものにもまさって求めるべき「天来の助け」とでも呼ぶ ○、九一)こそが、神へのふさわしい感謝であると解するHC第三部の文脈に照らすならば、聖霊の恩恵こ

べきものであったのである。

恵を求めていくのであろうか。それとも、 ての自覚なのであろうか。すなわち信仰者は、弱さや欠けの自覚の中で、何かにすがるようにして聖霊の恩 ろうかと。それは、多くの注解者たちが指摘するように、律法を生きることのできない私たちの弱さについ である。すなわち信仰者をして聖霊の恩恵を求めさせていく、本当の動因 そうした、HC聖化論における聖霊の必要不可欠の役割を思う時に、私たちは次なる問いに導かれるはず (動機) とはいったい

るはずである。それはHC第三部においてHC八六が指摘している点からも明らかであろう。HC八六によ 仰者を動かしているのだろうか。 るであろう。すなわち信仰者が聖霊の恩恵を求めるため、感謝のなかで最も重要な部分とされる「祈り」と に関連する記述の幾つかを考察していく時に、 「感謝のなかで、最も重要な部分」であると定義づけていく。それゆえに、こうしたHC第三部中の「感謝 加えてHC第三部の祈りの項目の冒頭に位置するHC一一六は、祈りこそが、神が信仰者に求めておられる 信仰者をして「全生活をもって、神に感謝を」示させ、かつ「神があがめられるため」に他ならなかった。 れば、キリストが自らの血潮をもって信仰者を贖い出したのも、聖霊が信仰者を新しく生まれさせたのも、 第一に信仰者は、 神的 設要因 聖霊の恩恵を祈り求める折りには、キリストと聖霊ご自身を神的な動因として持ってい 弱さの自覚という否定的な動機以外の、もっと積極的な動因が信 論理的帰結として私たちはこのように結論づけることができ 何なのであ

いう行為に及ぶ時には、 キリストと聖霊ご自身が、その信仰者を動かす神的な動因として当然のごとく働

b 内的動因

ているのであると。

きない弱さの自覚こそが、信仰者を動かす内的な動因であると言及しているのであった。 とであった。たとえばケルステンは、律法を前にしての罪責の自覚が信仰者をして聖霊の恩恵を求めさせる す第一歩」として注解している。その他にも多くの注解者たちが(程度の違いはあるものの)、律法を実践で のであると注解している。またクルースターは、「聖霊への祈り」を「私たちが罪深さを自覚した後に踏み出 生きることをできない弱さの自覚」という否定的要素をもって、信仰者を動かす内的動因とみなしていたこ があるであろう。本稿前編でも触れたことであるが、この点については、実に多くの注解者たちが「律法を さて、神的動因が明らかにされた後は、信仰者を祈りへと動かしていく内的動因についても考察する必要

者の感謝をもって、あらゆる善き業の動因とみなしていたのではなかったか。例えばHC六四は、キリスト 事実に目を開かれていくはずである。すなわちHCは初めから終わりまで徹底して、神の救いに対する信仰 思慮深く構成されているHC全体の構造・文脈に照らしてHC一一五を読み解いていく時に、自ずと以下の に求め給う、感謝のなかで、もっとも重要な部分」であると見なしていくのである。このようなHCの文 ないことだからであります。」そして、(再三述べて来たように)HC一一六は祈りをして「神がわたしたち 者が神の恵みへの感謝として善き業を生み出すのは当然であると言わんばかりに、次のように教えていた。 「真実の信仰によって、キリストに接ぎ木されている人々が、感謝の良き実を結ばないということは、あり得 しかしながら筆者は、二つの理由のゆえに、これらの意見には賛成することができない。第一に私たちは、

脈 いては、 思想の流れに目を留めるならば、私たちは以下のような結論に導かれるはずであろう。 信仰者は自らの弱さの自覚ゆえに苦しみながら、息も絶え絶えに祈りに導かれるのではない。 HC聖化論

ろ神への感謝のゆえに喜びをもって聖霊の恩恵を祈り求めていくのであると。

質に気づく時に、 の事実に目を開かれるであろう。すなわちHC一一五前半に従えば、信仰者は律法を通して自らの罪深 第二の理由はHC一一五の中にある。すなわちHC一一五の前半部を注意深く読むならば、私たちは以下 性

に満たされ、感謝のゆえに律法の実践を願い、それゆえに聖霊の恩恵を祈り求めてゆく。このように信仰者 さの自覚は、信仰者をして聖霊の恩恵を祈り求めさせるものではなく、むしろキリストへと導くものなので 求めるようになるのである。それゆえにHC聖化論においては、信仰者の(律法を生きられないという)弱 の弱さの自覚を、 ある。そして、そのキリストにあって再度、罪の赦しと義とされている自らを確認する中で、信仰者は感謝 祈りではなく、キリストに結びつける視点こそが、HC一一五の告白する内容であったは 聖霊の恩恵を祈り求めるのではなく、むしろ「熱心に、キリストにある罪の赦しと義」を

В HC一一六

ずである。

律法の役割を考察した後は、 キリストと聖霊を神的動因とし、「感謝」を信仰者の内に働く内的動因としながら、信仰者を祈りへと導く 信仰者が導かれていく祈り自身についても考察する必要があるであろう。

二つの答えを提示していく。 の「祈り」を信仰者に要求しておられるということ。第二は、神が祈る者に対して「神の恩恵と聖霊」を与 ーキリスト者にとって、祈りが、必要なのでしょうか」との率直な問いかけに対して、HC一一六は 第一は神ご自身が、 神に捧げられる感謝のなかで最も重要な部分であるところ

えることを約束しておられるというものであった。

四つの主要な論点を順次追いながら考察していくこととする。 私たちは「感謝のなかで、最も重要な部分」としての祈りとは、いったい何を意味するものなのか

1 救いの恵みへの感謝

脈から理解しておく必要がある。この点については度々触れて来たため詳述することはしないが、要点を述という言葉が、神の恵みへの応答として信仰者が捧げる「感謝」と同義であるという事実を、HC全体の文 くのである。 められるのであり、(次に見ていくように)感謝を表す「善き業」の頂点として「祈り」が位置づけられてい とを主張し続けて来たことであった。そして、その感謝の表現として、神の律法に一致した「善き業」が求 べるならば、HC第三部は一貫して、信仰者が神に捧げる感謝とは、神の救いの恵みに対する応答であるこ 最初に、HC一一六が祈りとの関連で「感謝」という言葉を用いる時、私たちはそこで用いられる「祈り」

4 最もすぐれた善き業

文脈の中で、律法に基づく「善き業」を信仰者が神に捧げる感謝の表現として理解する一方、「祈り」につい 理解するのみならず、同時に最も優れた「善き業」としても理解する必要がある。 ては信仰者が捧げる感謝のなかの最も重要な部分として定義していく。それゆえ、「感謝」の表現としての 第二の論点はこれである。私たちはHCの聖化論を読み解く折に、「祈り」を感謝の最も重要な部分として 確かにHC第三部はその

「善き業」、「感謝」の最も重要な部分としての「祈り」という、これら二つの主張を論理的に帰結させるなら

恩恵を「祈り求める」ことなくしては律法に一致した善き業を為し得ないものであって、そうした「善き業_ ば自ずと、 の実践における「祈り」の不可欠性を思う時に、祈りを「最もすぐれた善き業」と位置づけることには、十 が浮かび上がって来るであろう。HC一一五の注解の際に確認した事であるが、そもそも信仰者は、 HC聖化論においては、実質的に「祈り」が善き業の頂点として位置づけられているという事実

3 祈りと神礼拝

分な妥当性があるものと思われる。

りと神礼拝との間に存在する密接な関係性についてである。 次なる論点は、 神の恵みに対する感謝の最も重要な部分としての「祈り」を認識する時に見えて来る、 祈

ことなどはできない立場にあったはずである。ただ唯一、人が神に差し上げられる何かしらのものがあると とであるが、信仰者が神に捧げる感謝は「報酬」の類ではなく、それはむしろ告白性をもった神への感謝の あると思われるのである。筆者が「祈り」と「神礼拝」との間に密接な関係を見いだしていくのも、 表現であり、 ろが、神の恵みに対して支払われる「報酬」のようなものではないということは明らかであろう。当然のこ ここで私たちが「神の恵みに対する感謝」という表現を用いる時に、そこで言われる感謝の意味するとこ 如何なる意味においても信仰者は(その被造物性のゆえに)全能者である神に何かしらの報酬を与える (感謝の最も重要な部分は祈り)の応答として「神礼拝」という行為に導かれることは当然の結果で それは感謝であり賛美でしかないのであり、そうした事実を鑑みる時に、信仰者が神の恵みに対す 神の恵みに寄り頼む自らの姿の告白に他ならないものであろうと思われる。信仰者にとっては、 感謝を捧げることも同様に、信仰者が神の恵みに寄り頼んでいることの告白なのであ

性とに根拠を置いているものである。 た信仰者が神の恵みに対して負っている依存性と、その依存性ゆえに感謝をもって礼拝に導かれていく必然

得ないであろう。 に、私たちは当然の結論としてHC聖化論における祈りと神礼拝との間に存する不可分の関係を認めざるを 正しく認識し、あなたの全能、知恵、慈しみ、正義、憐れみ、まことが、その中に照り輝いている、すべて ような注解を施していく。「この中で、わたしたちが祈っていることは、第一に、わたしたちが、あなたを、 祈りとなっている。HC一二二は「ねがわくはみ名をあがめさせたまえ」という第一の祈願に関して以下の 範の祈りの最初に位置する第一の祈願の内容である。周知のように主の祈りの第一の祈願は神礼拝に関する う。HC一一六が祈りを「感謝のなかで、最も重要な部分」と定義した後で、HCは信仰者が倣うべき模範 のように信仰者が範とすべき主の祈りの最初の祈願に、神礼拝に向けた祈りが込められている事実を見る時 の御業において、あなたを聖とし、讃美し、称め讃えることができますように、ということであります。」こ の祈りとして主の祈りを紹介し、その注解を展開していくこととなる。そこで注目させられるのは、その模 祈りと神礼拝との間に存在する関係性を裏付ける、もう一つの理由にも目を留めておくこととしよ

4 神の要求

或いは命令であるというこの点である。しかしながら「祈ること」が神の要求であると聞かされる時、 から、祈りは要求や命令というよりもむしろ、信仰者自身による自発的な行為であるべきではないかと。 の人は次のような疑問を抱くかもしれない。 後の論点は、 HC一一六における「神が…求め給う」との言及からもわかるように、 すなわち、HCにおいて祈りは信仰者の感謝の表現なのである 祈りが神の要求

いくこととなるのである。 至高の要求に信仰者が応えられるよう、学びの教材としてHC一一九以下から、主の祈りの注解を展開して に「主の祈り」を教えてくださった事実と全く合致するものであろう。HCもまた同様に、祈りという神の はない。私たちは繰り返し繰り返し祈りを学ぶ必要があるし、学ばなければならないのである。」こうした、 ンはまことに示唆に富む注解をしている。「祈りは、クリスチャンのもとへと自然にやって来るようなもので 負ってしまっているのであると。こうした「神の命令としての祈り」という問題を読み解く上で、ブルッゲ 人間の肉の性質ゆえに「祈り」を学ばなければならないとの主張は、主イエスが模範の祈りとして弟子たち 実的には、神に命じられることなくしては感謝の祈りを捧げることなど為しえないほどに、肉の弱さを身に はずである。すなわち「祈りが自発的であるべき」との主張はもっともであるが、その一方で私たちは、現 した理想と事実の間に生じる神学的な緊張関係を思い巡らす中で、私たちはおそらく次の結論へと導かれる 祈りが自発的であるべきとの理想と、HC一一六が「祈り」を神の要求として位置づけている事実。こう

C 律法と祈りを結ぶリンク

後には、「感謝の最も重要な部分」である祈りを通してすぐれた「善い業」を神に捧げ続け、 うに祈り続ける信仰者に対しては、ご自身の恩恵と聖霊とを与え続けてくださるのであった(HC一一六後 りへと信仰者を導く役割を担っていたことであった。第二に信仰者は、律法の説教を通して祈りに導かれた する感謝を土台にしながら信仰者の間に「律法への一致」を願う思いを引き起こし、聖霊の恩恵を求め 「感謝の最も重要な部分」である祈りの意味するところを考察して来た。第一に律法は、神の救いの恵みに対 第三章では、これまでHC一一五ならびに一一六の注解を試みながら、HC聖化論において律法の役割と 神もまたそのよ

半)。このようにしてHC聖化論においては、律法と祈りとがそれぞれの役割を果たしながら、 つつ、信仰者を聖化の完成へと導いていくことになるのである。

の二つのリンク(結び目)について確認しておきたいと思う。 的に明らかになったわけであるが、最後の結論として、律法と祈りの協働を可能にしている、 こうしたHC聖化論を特徴づける律法と祈りの協働という論点が、 HC一一五と一一六の注解の HC聖化論 中で最

扱っていくこととなるのである。 素である。 十戒の注解中、 致を目指す目的は、 最初に私たちが注目するリンクは、HC聖化論において律法と祈りを結びつけている「神礼拝」という要 HC第三部中、律法(十戒)に関する注解の導入部となっているHC九一は、信仰者が律法 第一戒から第四戒(HC九二から一○三)が「神礼拝」をその大きな主題として実際に取り 神の栄光に奉仕するためであると主張している。さらに、このようにして導入された® こへの

私たちは容易に認めることができるはずである。 れる過程においては、 とであろう。確かにHC一一五から一一六へ辿る文脈を考察する時に、信仰者が律法を通して祈りへと導か C聖化論において律法、祈りの双方が神礼拝と密接な関係性を持っているという事実を鑑みる時に、私たち 祈りが神礼拝における必要不可欠な要素であるという点についても考察してきたことである。このようにH さて、そのように律法と神礼拝の間に存在する密接な関係性が考察される一方、私たちは本章において、 「神礼拝」をして律法と祈りを密接に結び付けるリンクの一つとして見なしていくことは妥当性のあるこ 神礼拝への願いが「感謝」という形をもって信仰者のうちに沸き起こっている事実を

なぜなら第二のリンクとして律法を祈りへと有機的に力強く結びつけているのは、三位一体の第三位格であ 第二のリンクは、第一のリンクにまさってより本質的であり、 より力強い 結び目として働

のテキストを比較検証するだけで十分であろうと思われる。 る聖霊なる神ご自身に他ならないからである。この第二のリンクを理解するためには、HC一一五と一一六

れるからであります。」(傍点は筆者による。) HC一一六「…神は、 HC一一五「…第二に、わたしたちが、絶え間なく励み、神に、聖霊の恩恵を祈り求めるようになるためであります。…」 神の恩恵と聖霊を…神に求め、これを神に感謝するもの達にのみ、与えることを、望んでおら

置づけられるものである。 めさせるものであり、祈りはまた、その信仰者が聖霊を受けることを可能にする「恵みの手段」としても位 このように並べれば明らかなように、HC聖化論において律法の説教は信仰者をして聖霊の恩恵を祈り求

けているという視点が自ずと浮かび上がってくることになるのである。 もまた、聖霊の働きによって信仰者の内に引き起こされるものであった。このように、HC第三部において 「感謝」という観点からHCのテキストを読み進めていく時に、聖霊が聖化完成のために律法を祈りに結び付 さらに付け加えれば、HC第三部の文脈においてHC八六が教えていたように、祈りという行為それ自体

となる二つのリンクの存在は、聖化のプロセスにおける聖霊と信仰者の協働の事実をも同時に裏付けるもの つを結びつけていくという点において働きが異なっているとも言える。換言するならば、こうした性格のこ かし、信仰者の側から律法を祈りへと結びつけていくのに対して、第二のリンクである聖霊が神の側から二 このように考察される二つのリンクは、第一のリンクである「神礼拝」が信仰者の内にあって信仰者を動

となっているのである。

証明聖句

結び付けられている律法と祈りの関係を発見するとともに、信仰者を祈りに導くことにより聖化を完成に導 第三章において本稿は、HC一一五、一一六の注解を通して、神礼拝と聖霊という二つのリンクによって

こうとしている律法の働きを確認したことであった。

ト九章二十四節から二十七節、ならびにピリピ三章十一節から十四節を釈義的に検証した。その結果、これ 上において聖霊の恩恵を祈り求めていく視点についても、間接的に関連性を持つのみであった。実際のとこ 所の聖書箇所においては、いずれも律法に関連する直接的な言及が認められないばかりか、信仰者が聖化途 らの聖句は「祈りを導く律法」を支持するのに十分なものではないことが判明した次第である。これら二箇 ものなのであろうか。こうした観点から、筆者はHC一一五後半の聖書的根拠として列挙される第一コリン ろ、これらの聖書箇所は「聖化の完成を目指して絶え間なく励む信仰者のあり方」を支持するものであって、 -信仰者を祈りに導く律法」という本稿の主題を支持するものではなかったのである。 それでは、「祈りを導く律法」というHC聖化論における律法の働きは、果たして聖書的にも支持されうる

B 主の祈り

うに結論づけるべきであろうか。私たちは「祈りを導く律法」という主題が、 なく、むしろHCの著者たちが作り上げたHC独特の神学に基づくものであったと、そのように結論づける 上記二つの証明聖句が「祈りに導く律法」を支持するものではないことが判明した以上、私たちはどのよ 聖書的に支持されるものでは

べきなのだろうか。

際に、第三部中で展開される十戒と主の祈りに関する問答を考察していく時に、双方の間には、その内容に としても、もしHC第三部の実際の内容において、十戒(律法)が主の祈り(祈り)へと適切に関係付けら 必要があると思われる。なぜなら、たとえ証明聖句が「祈りを導く律法」という主題を支持していなかった おいて密接な関係性が存在していることが明らかになっていくのである。 れているならば、「祈りを導く律法」という主題が聖書的に支持されうる可能性があるからである。そして実 のとして扱っている二つの聖書倫理に関する教え、すなわち「十戒」と「主の祈り」について考察しておく こうした結論を出す前に私たちは、HC第三部が証明聖句としてではなく、むしろ信仰問答の内容その

十戒と主の祈りの間に存在する内容上の相互補完性

1

き業をもって神に感謝を捧げるようにと導かれているのであり、その際の善き業とは神の律法に従って判 ことになるのである。 の一致を追い求めていくことであったわけである。そして、こうした視点に立ちながら、 されるものであったからである。換言すれば、HC聖化論における「感謝」の本質とは、 ための具体的な方法を提供するものとして理解されていた。信仰者は、 一一三問にいたるまで十戒の注解を行い、その中で感謝の本質としての「律法への一致」 すでに第三章において確認したことであるが、HC第三部において律法は、信仰者が神への感謝を捧げる 神の恵みへの応答として、 を掘り下げてい HCは九二問から 実践を伴う律法 自らの 断

さて、こうしたHC聖化論における基本的な枠組みを念頭に置きながら実際の十戒注解 私たちは興味深い事実に気づかされるであろう。 それは十戒の注解を扱うHC九二から一一三と、 を読 み 進

降で教えられているかのような、そうした相互補完性すらもそこには見出されることになるのである。 た十戒の内容が、 から一一三が明らかにした十戒の内容を土台としながら、その上に建て上げられているとさえ言いうるほど 詳述すれば、HCにおける主の祈りの注解は、ただそれだけで独立してあるものではなく、むしろHC九二 祈りの注解を扱うHC一二○から一二九との間に、 の内容となっている。そうした双方の間の内容的な重なり合いは実に密接で、言うなればHCが解き明かし 信仰者の生活の中で結実するようにとの明らかな目的をもって、主の祈りがHC一二○以 内容的に重なり合う部分が見られるという事実である。

a 相互補完性の実例

愛と畏敬が、神を父と呼ぶ主の祈りの呼びかけによってさらに深められている点を指摘していくことになる とするものに他ならず、さらには神が、「キリストによって、わたしたちの父となって下さっている」事実の 我等の父よ」との呼びかけは、「神に対する、子としての畏れと信頼を、わたしたちの内に、呼び起こそう」 らには「心を尽くして神を愛し、神を畏れ、神を敬うこと」であると教えるのであるが、こうした内容は主 C九四は、第一戒が信仰者に求めている事は「唯一の真正の神のみを正しく認識し、神のみに信頼」し、さ 確認ですらあるという。このようにしてHC一二○は、第一戒によって確認された唯一の神の認識と神への の祈りの導入を扱うHC一二○へと呼応していくことになる。すなわちHC一二○によれば、「天にまします HCにおいて、十戒の第一戒は主の祈りの呼びかけの部分へと内容的に関係付けられている。すなわちH 十戒と主の祈りの間に存在する相互補完性の実例を幾つか見ていくこととしよう。

その他の例はどうであろうか。十戒の第三戒を考察していく時に、私たちは第三戒と主の祈りの第一の祈

のである。

えって、崇められ、ほめたたえられることへと、向けることができますように」という意味であると解説し したちの生活の全体を、思想、言葉、行いを、あなたの御名が、わたしたちのために汚されることなく、か たりしない」ようにと警告した上で、むしろ神の御名を「畏れと敬虔の心」をもって用いるようにと教えて 願との間に密接な関係があるのを見出すはずである。HC九九は「神の御名を冒涜したり、或いは、濫用 つつ、「神の御名」の最も相応しい用法が「神礼拝」であるという結論へと辿り着いていくのである。 いく。それに対してHC一二二は「み名をあがめさせたまえ」という第一の祈願を「…わたしたちが、

ことに他ならないことが明らかにされていくのであった。 よれば、「御国を来たらせたまえ」という祈願の本質は、神の「御言葉と御霊によって」信仰者が支配される うようにと励まし、それらの営みを通して「永遠の安息日」が始まっていくことを教えている。こうした つつ、加えて「生涯のすべての日々」においても「御霊によって、主ご自身」が信仰者の中で働くことを願 「永遠の安息日」の本質は、主の祈りの第二の祈願の内容と重なり合いを見せていく。すなわちHC一二三に さらにHC一○三は第四戒の安息日規定との関連から、安息日には教会で神の言葉が学ばれるべきと教え

うに、との内容の中に発展していくこととなる。同様に偽りの誓いを扱う第九戒、 ことになる。また第八戒「盗みの禁令」(HC一一○)は、第一の祈願の注解である、「わたしたちの生活の 罪を犯す者を我らがゆるす」という第五の祈願(HC一二六)のうちに、より具体化され、深められていく この他、詳述はしないが、第六戒(HC一○七)が扱う「隣人を愛する」という信仰者の使命は、「我らに 思想、言葉、行い」(HC一二二、傍点は筆者による)を神の御名の栄光へと向けることができるよ 「思想、 言葉、行い(傍点は筆者による)」を御名の栄光に向けていくという第一の祈願へと関 心の中の貪りに関する第

連付けられていくのである。

こうした言葉づかいや思想、内容など様々な点から重なり合いを示していく十戒と主の祈りの内容の実例 これ以外にも枚挙に暇がない。実際筆者は、リサーチの段階において全部で六十三例にのぼる言葉、思 内容上の相互補完性を十戒と主の祈りの間に確認することができたほどである。

b カキとなる間気

と本質的に一致しているものである。換言すれば、HC聖化論における「御国」とは、 が…崇められ、ほめたたえることへと、向けることができますように」と告白している通りである。 す問答となっている。すなわち「わたしたちの生活の全体を、思想、言葉、行いを、あなたの御 隣人愛を扱う十戒の後半部であっても本質的には神礼拝との密接な関係性をもっていることを明確に指し示 一二である。HC一二二は信仰者の「生活全体」を御名の栄光、すなわち神礼拝へと関連付けることにより、 ていると気づかされる点であるが、十戒全体の思想は、第二の祈願の核心である「御言葉と御霊による支配」 上でカギとなる三つの問答の存在に気づかされるであろう。その第一は主の祈りの第一の祈願を扱うHC一 さて、こうした十戒と主の祈りの重なり合いを考察していくと、双方の間に相互補完性を生み出していく 第二は、「御国を来たらせたまえ」(第二の祈願)を扱うHC一二三である。HC中の十戒の注解を考察し 聖霊の助けを通して、

ことに気づかされる。こうした「みこころ」の多用は、疑いなく十戒それ自体が神の御心そのものであると十戒の注解を扱う際にHCのテキストが大変しばしば、神のみこころを表すドイツ語"will, を用いている のHC自身の主張に他ならないであろう。こうした事実を鑑みる時に私たちの目は自ずと「神の御心の実現 最後は第三の祈願「みこころの天になるごとく」を扱うHC一二四である。ドイツ語本文に目を留めると、

信仰者のうちに律法(神の言葉)への一致が実現していく場所にこそ他ならないのである。

という主題を扱うHC一二四へと向けられていくはずである。 神の御心としての律法に私たちが一致していくことができるようにとの願いに他ならないと気づ HCに従うならば、 主の祈りの第三の祈願

る。このように十戒と主の祈りの間に存在する相互補完性や、律法から祈りへと向かう方向性が、HC内部® う主題が聖書的な基盤を欠くものであるとは言いえないはずである。むしろHCが、聖書中の基本的な教え である十戒と主の祈りを適切に取り扱いながら、「律法から祈りへ」という方向性を指し示しているのである で堅実に、しかも聖書的に提示されている事実に目を留める時に、私たちはもはや「祈りを導く律法」とい け継ぎ、深め、さらには具体化していこうとのHCの著者たちの意図を十分に汲み取ることができるのであ 合上、十分な実例を紹介することはかなわなかったが、HCにおける主の祈りの注解には、十戒の思想を受 こうしたHCにおける十戒と主の祈りの相互補完性とその実例を見ていく時に、私たちはそこに、 本主題は聖書的にも十分支持されると結論づけることは妥当性を有するものであろう。 から主の祈り(祈り)へと向かう方向性さえも示されていることに気づかされるであろう。 紙 面

H C — — 五 の実践的 側

ならば、「祈りを導く律法」という主題が聖書に根拠を持つだけでなく、実際の信仰生活にも合致したもので あることが明確になるであろう。 確認したが、 十戒と主の祈りの相互補完性という観点から「祈りを導く律法」という主題が聖書的な根拠をもつことを 最後にHC一一五の実践的な側面を考察して本稿の結びとしたい。この実践的側面

実践的な側面という時に注目させられるのは、HC一一五がその問いの部分で用いている「説教」という

ある。そして続くHC一一六以下は、この実践的な応答の後者、すなわち祈りを、 答(「…絶え間なく励み…聖霊の恩恵を祈り求めるようになる」) 言すれば、HC一一五は十戒(律法)が教会で説教された時に、 に求めておられるのは観念的或いは学問的な応答ではなく、むしろ信仰生活の中で表現される実践的な応答 つとめ、なおかつそのために聖霊の恩恵を求めていくのは、全く自然な応答であると言うことができる。 であるはずだからである。それゆえに十戒の説教を聴いた信仰者が、語られた十戒 な意図が込められていることは明白であろう。確かに十戒が教会において説教される時に、神が信仰者たち 言葉である。「…なぜ、神は、わたしたちに、そんなに厳しく十戒を、説教させ給うのでしょうか。」(HC一 一五、傍点は筆者による。)問一一五が「説教」という言葉を用いる時に、そこに牧会的見地に立った実践的 を告白した問答であったということなので 当然起こりうる信仰者の二つの実践的な応 より詳細に取り扱ってい (律法) に一致しようと

ることこそが必要不可欠な要素であった。そうした必要不可欠性のゆえに、HCは一一六以下では「信仰者 肉を纏った人間としての限界があるために、真の意味で律法を実践するためには「聖霊の恩恵」を祈り求め 細に取り扱っている点は、HCのこれまでの文脈に照らして考えるならば、全く当然のことであったと思わ 側 のように聖化完成のために「律法」から「祈り」へと至るHC第三部の流れは、HC一一五の持つ実践的な 自身の努力」ではなしに、聖霊の恩恵を求めるための「祈り」に焦点を絞っていくことになるのである。 れる。HC一一四がすでに明らかにしているように、律法への一致を目指して励む信仰者自身の努力には くこととなるのであった。 面が導き出 HC一一六から一二九が、「絶え間なく励み」という前者の応答ではなく、 ある意味では当然の帰結とでもいえるものであったのである むしろ「祈り」という後者を詳

自らの信仰生活に

こうしたHC一一五の実践的な側面について目を留める時、おそらく信仰者の誰もが、

的であるとともに牧会の文脈にも即した実践的なものであることを確認できるはずである。 助けてください」と。このようにして多くの信仰者は、HC一一五が告白する通りの応答を自らの信仰生活 くこのように祈って来たはずである。「主よ、どうか律法に示されたあなたの御心を行うことができるように の中で経験して来たものと思われる。この意味において私たちは、「祈りを導く律法」という主題が全く聖書 して「このように生きよ」と説教された後には、その場に身を置く聴衆の一人として私たちもまた、おそら おいてもHCが教えるのと全く同じことを経験していることに気づかされるのではないだろうか。律法を通

注

- ①「ハイデルベルク信仰問答」春名純人訳(神戸:リフォームド新書)、一二二~一二三頁。なお本稿におい ては、特に断りのない限りハイデルベルク信仰問答の日本語訳として春名訳を引用していく。
- ②本稿は二〇〇四年三月に刊行された『基督神学』第十六号掲載の論文「律法から祈りへ」~ハイデルベル Saito The Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg Catechism (Grand Rapids: Calvin Theological ク信仰問答における聖化論∽の後編である。なお本稿は、筆者が二○○三年五月に米国ミシガン州カルヴ ィン神学校に提出した神学修士論文を基督神学用に翻訳、編集したものである。 原題は以下の通り。
- ③本稿の英文原本においては、律法の信仰生活における役割に先立ち、HC一一五において「十戒 て」という表題の通りに信仰者が神にささげる感謝、すなわち聖化論を扱ったものであり、それゆえ「十 が誰を対象としているかを取り扱っている。 HC一一五の位置するHC第三部は

者が十戒の説教の対象として未信仰者を加えているため、筆者はHC一一五が専ら聖化論を扱っているこ 戒の説教」の対象が信仰者であることは、そもそも自明のことであった。しかしながら幾人かのHC注解 とを明確にする必要を覚え、原本においては、その取り扱いから始めた次第である。詳しくは、Saita, The

Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg Catechism, pp. 49-52.

- ④この律法の第二用法については、斎藤五十三「律法から祈りへ」―ハイデルベルク信仰問答における聖化 論─『基督神学』第十六号(千葉:東京基督神学校、二○○四年)一○二~三頁を参照のこと。
- ⑤信仰者が自らの罪を知り続けることの重要性については、以下を参照のこと。Herman Hoeksema, The Heidelberg Catechism: The Triple Knowledge (Grand Rapids: Eerdmans, 1943-56), 448. フークセマは、信仰者 が自らの罪の性質を深く知り続ける中で、キリストによる義の確かさを学んでいく過程を、実に分かりや
- ⑥「第九○問 新しい人の復活とは何ですか。 答 キリストにあって、心から神を喜ぶこと、また、神の御意 志に従って、善き業に生きることを、楽しみ好むことであります。」

すく取り扱っている。

⑦「第九一問善き業とは、何ですか。 て、神の栄光のために為される業のことであります。決して、わたしたちの考えや決まりにもとづいてい るものではありません。」この答からも明らかなように、HCは神の律法を基準として行われる行為を「善 答 善き業とは、ただ、真実の信仰に基づいて、神の律法に従っ

き業」と呼んでいる。

⑧ Hoeksema, The Triple Knowledge, p. 449 を見よ。フークセマは次のように、律法への一致を目指して励む信 resolution to walk in all good works. But at the same time it makes him realize his own impotence to fight 仰者の姿を言い表している。"It [preaching the law] strengthens him [the Christian] in the sincere

that battle and to overcome and have the victory."(大括弧 [] は筆者によるもの。)フクーセマの注解: は今なお英語圏においては大きな影響力を持っているだけに、HC一一五を誤って理解することがないよ

う注意を促す意味で敢えてフークセマの問題点を指摘した。

- © Zacharius Ursinus, The Commentary of Dr. Zacharius Ursimus on the Heidelberg Catechism, trans. G. W. Williard (Grand Rapids: Eerdmans, 1954), p. 614
- ⑩斎藤五十三「律法から祈りへ」、九八~一〇三頁。
- ⑪二重括弧の中はHC一一六からの引用
- ⑫本稿中のドイツ語本文は、Fred Klooster, Our Only Comfort: A Comprehensive Commentary on the Heidelberg Katechismus, Jubilaumsausgabe 1563, 1963 (Essen: Essener Druckerei Gemeinwohl [Lippischen Catechism, 2vols. (Grand Rapids: Faith Alive Christian Resources, 2002) 所収のテキスト、Der Heidelberger Landeskirche und der Evangelisch-reformierten Kirche in Nordwestdeutschland], 1963) を使用した。
- ⑫筆者が本稿執筆のために参照したHCの日本語訳は、本稿で引用している春名訳以外に以下のものである。 ベルク教理問答」高崎毅志訳(東京:すぐ書房、二○○○年)。 教出版、一九九三年)、「ハイデルベルク信仰問答」吉田隆訳(東京:新教出版、一九九七年)、「ハイデル 森満佐一訳(東京:新教出版、一九六一年)、「ハイデルベルク信仰問答」吉田隆・山下正雄訳(東京:新 「ハイデルベルヒ信仰問答」小山誠太郎訳(東京:長崎書店、一九三七年)、「ハイデルベルク信仰問答」竹
- ⑭HC独特の精緻な構造については、Fred Klooster, A Mighty Comfort: the Christian Faith According to the Heidelberg Catechism (Grand Rapids: CRC Publications, 1990), pp. 121-38 を参照せよ。多彩な観点からHC の構造を解き明かしているクルースター作成のチャートが多数まとめられており、HC研究者にとっては

必見の内容となっている。

- ⑮律法の第三用法に関しては、斎藤五十三「律法から祈りへ」 (前編)、九七~九八頁を参照のこと。
- ⑯「第八六問 それでは、わたしたちが、一切の、わたしたちの功績なしに、ただ、キリストの恩恵によって の祝福された行いによって、隣人をも、キリストのもとに、導くためであります。」(傍点は筆者による。 さらにまた、わたしたち一人一人が、自分の信仰を、その結ぶ実によって、いっそう確信し、わたしたち のみ、悲惨から救い出されたのであれば、なぜ、わたしたちは、善き業を為さねばならないのでしょうか。
- ⑰斎藤五十三「律法から祈りへ」(前編)、九八頁。
- 🕾 Gerrit H. Kersten, *The Heidelberg Catechism in 52 Sermons* (Grand Rapids: the Netherlands Reformed Congregations in America, 1968), pp. 251-2, 257
- (a) Klooster, Our Only Comfort, p. 2: 1037.
- SHerman Hoeksema, Reformed Symbols: Introduction and Notes on the Heidelberg Catechism (Grand Rapids: Reformed Church Publication Board, 1887), p. 292. などを参照のこと。 Klooster, Mighty Comfort, p. 103. A. C. Whitmer, Notes on the Heidelberg Catechism (Philadelphia: The Catechism: Explained for the Humble and Sincere in 52 Sermons (Grand Rapids: Eerdmans, 1979), pp. 547-550 Theological School of the Protestant Reformed Churches, 1968), p. 65. G. Van Reenen, *The Heidelberg*
- © Ursinus, Commentary, p. 619.

- (3) Hoeksema, Triple Knowledge, p. 461.
- ③詩篇 50:7-15, 116:12-19. Hoeksema, Triple Knowledge, p. 458
- ❷同書 p. 454. 信仰者のささげる感謝と礼拝の密接な関係を巡っては、フークセマが実に示唆に富む注解を行 っている。筆者はフークセマより多くの示唆を得た。
- (3) Vander Kemp, Heidelberg Catechism, p. 403.
- ◎Ursinus, Commentary, p. 620. ウルジヌスもまた、祈りと神礼拝との間に存在する密接な関係について、彼 結びつけているのである。 から成っているとした上で、HC一一六注解の観点から、公的な場面における祈りを礼拝行為へと密接に の注解書において言及をしている。彼は祈りが「願い (invocation)」と「礼賛 (adoration)」の二つの部分
- ②ドイツ語本文に用いられている「求め」を表す動詞 fordert は、一般に法的な要求や債務上の要求にも用 いられるほどに強い要求を表すことが多い。
- ℅J. van Bruggen, *Annotations to the Heidelberg*, trans. A. H. Oosterhoff (Neerlandia: Inheritance Publications 1991), p. 267. 日本語訳は拙訳による。
- ②ルカ十一章一節
- ◎本稿の英文原本においては、この後に「恵みの手段としての祈り」の項目を設け、HC一一六の後半部の 注解を扱っている。詳しくは、Saito, The Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg Catechism, pp. 65-9.
- ⑪HC九一「善き業とは、ただ、真実の信仰に基づいて、神の律法に従って、神の栄光のために為される業 のことであります。」
- ❸Ursinus, Commentary, p. 620. ウルジヌスもまた、律法の説教がもたらす所産中の主要なものとして「神礼

拝の規範」を数え上げている。

❸HC一一五後半の証明聖句については注意を払う必要がある。なぜなら昨今のHCの翻訳には時折、オリ August Lang, Der Heidelberger Katechismus und Vier Verwandten Katechismen (Leipzig: Deichert, 1907), p. 47. ジナルにはない証明聖句が付加されていることがあるからである。著者がHC出版時に用い 第一コリント九章二十四節以下ならびにピリピ書三章十一節以下であったとされる。詳細については た証明聖句は

∞本稿原文においては第一コリント九章二十四節以下ならびにピリピ書三章十一節以下を、本稿主題との関 Catechism, pp. 72-87 を参照のこと。 連から釈義的に詳しく扱っている。詳細については Saito, The Relation of the Law to Prayer in the Heidelberg

◎本稿原文においては第一戒(HC九四)と第四の祈願(HC一二五)との間の相互補完性、ならびに第二 戒(HC九六)と第一の祈願(HC一二二)の相互補完性についても扱っている。詳細は同書、p. 90を参

∞HC九四、一二○のドイツ語原文を比較すると、(筆者が数えただけでも)内容的に重要な六ヶ所において 語の用語上の重なり合いが認められるが、余りにも煩瑣になるために記載は割愛した。ここに紹介したの Only Comfort, p. 2: 952, 1080 所収のドイツ語テキストを参照せよ。なお、これ以外の問答においてもドイツ は最も顕著な例である。 同じ語幹の言葉が用いられている。これは内容上の重なり合いを裏付けるものであろう。Klooster, Our

劒例えばHC一○三と一二三を比較せよ。

∞ HC九六、 くとも八回、神の御心を表すドイツ語 "will" を用いている。 九九、一〇三、一〇四、一〇五、一〇八、一一二、一一三を見よ。HCは十戒との関係で少な

- 쮛例えばHC九四と一二○、一○三と一二三、一○四と一二三、一○七と一二六などを比較せよ。
- ⑩HC内部に見出される十戒と主の祈りの相互補完性について、筆者はカルヴィン神学校・組織神学教授 恩師ビエルマ博士から多くの啓発と示唆を受けた。なお、十戒と主の祈りの間に重なり合う部分があるこ とについては、 クルースターも彼の注解書の中で言及している。Klooster, Our Only Comfort, p. 2:1111 を
- ⑪ただし、筆者は律法への一致をめざす信仰者自身の努力の価値を否定しているわけではない。HCドイツ 限界ゆえに、本質的な助けとなるのは「祈り」であるという点を筆者は主張したいのである。 聖化の過程においてはどちらも同じ重みを持つものなのである。ただし、信仰者自身の持つ人間としての 語本文が「絶え間なく励み」と「祈り求める」を並置していることからも明らかなように、信仰者自身の
- ⑫この実践的な側面を考察する際にも、筆者は恩師ビエルマ博士より多くの教示を頂いた。感謝をもってこ こに書き留めておく。
- ◎本稿原文は、この後に結論として第五章を設け、「祈りを導く律法」という主題が日本の教会形成の文脈に 必要であることを実践的な観点から考察している。詳細は、Saito, The Relation of the Law to Prayer in the

Heidelberg Catechism, pp. 97–102